

島原地域広域市町村圏組合介護支援専門員研修費助成金交付要綱

令和7年3月21日告示第9号

改正 令和7年9月1日告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）内の介護支援専門員の人材の確保及び定着に資するため、予算の定めるところにより、介護支援専門員の研修を受けた者に対し、介護支援専門員研修費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅介護支援事業所 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の事業所をいう。
- (2) 介護支援専門員 法第7条第5項に規定する者をいう。
- (3) 介護支援専門員の研修 法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日老発0704号第2号厚生労働省老健局長通知)に基づき、都道府県等が実施主体となり、厚生労働省が定める実施要綱に沿って実施されている介護支援専門員専門研修、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。)第113条の16に規定する介護支援専門員再研修、法第69条の8第2項に規定する介護支援専門員更新研修、規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修、規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、居宅介護支援事業所が、介護支援専門員の研修に係る受講料及びテキスト代（以下「研修費」という。）を支払ったとき又は国、都道府県、市町村等から研修費にかかる助成金の交付を受けるときは対象とならない。

- (1) 構成市内の居宅介護支援事業所に現に就労し、介護支援専門員の研修を修了した者。
- (2) 介護支援専門員の研修修了後、翌年度までに構成市内の居宅介護支援事業所に就労した者。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、研修費の額とし、その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(申請の手続き)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護支援専門員研修費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、研修修了日又は居宅介護支援事業所に就労した日が属する年度の3月31日までに島原地域広域市町村圏組合管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研修修了証明書の写し
- (2) 介護支援専門員証の写し
- (3) 研修費の領収書(助成対象者宛てであること。)
- (4) 振込先金融機関の通帳の写し

(交付の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し介護支援専門員研修費助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、助成金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則(令和7年9月1日告示第27号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合 管理者 様

(申請者) (住所)
(氏名)
(電話番号)

印

年度 介護支援専門員研修費助成金交付申請書兼請求書

標記助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請内容

住 所	〒 ー		
フリガナ			
氏 名			
受講した研修 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員専門研修	
	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員再研修	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員更新研修	
	<input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員研修	<input type="checkbox"/> 主任介護支援専門員更新研修	
研修修了日 (修了証明書交付日)	年 月 日		
受講料等	円	申請金額	円
交付要件 (いずれかに☑)	国、都道府県、市町村等の研修費助成金交付の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（令達者）（住所）
（氏名）

年度 介護支援専門員研修費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請書の提出があった介護支援専門員研修費助成金の交付について、島原地域広域市町村圏組合介護支援専門員研修費助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので、通知する。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合管理者 印

記

- 1 交付決定額 円
- 2 振込予定日 年 月 日